

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： キャッシュアウト型スクイズアウト(少数株主排除)の手法

キャッシュアウト型スクイズアウト（少数株主排除）の主な手法はつぎのとおりです。2017年度税制改正(大綱)では、これらの手法を組織再編税制の一環と位置付け、適格要件の下、課税の繰延が可能となるような措置が講じられています。

手法	少数株主の退出方法(概要)	買収者 (資金提供者)	発行会社の 承認機関
《概要》 ・ 主な 手続《	① 現金交付型 合併	合併会社	株主総会 特別決議
	② 現金交付型 株式交換	完全親会社	
	③ 株式併合 +端数売却	発行会社※	株主総会 特別決議
	④ 全部取得条項付 種類株式 +端数売却	発行会社※	
	⑤ 株式売渡請求	特別支配株主	取締役会決議

※競売による場合もあり

上記 手法	少数株主 (株式譲渡者)	買収者 (資金提供者)	発行会社 (現行)	(改正後《大綱》)
《税 務》	① 株式譲渡損益 +みなし配当	(合併会社) ・みなし配当源泉徴収 ・資産等時価受入等	被合併会社の 資産・負債の譲渡損益	《対価に係る適格要件》【追加】 合併会社又は株式交換完全親会社が 2/3 以上 保有の場合、少数株主へ金銭対価を交付して も、適格要件が担保される
	② 株式譲渡損益	(完全親会社) ・株式の時価受入	完全子会社の 一定資産の時価評価	
	③ 株式譲渡損益	(発行会社のとき) ・資本金等減少	(課税なし)	《非適格》【以下、新設】 企業グループ内株式交換と同様の適格要件を 満たさない場合は、完全子会社化した法人の 一定資産を時価評価
	④ 株式譲渡損益		(課税なし)	
	⑤ 株式譲渡損益	(特別支配株主) ・株式の取得	(課税なし)	《適格》 企業グループ内株式交換と同様の適格要件を 満たせば、2/3 以上支配会社による少数株主へ の金銭対価交付についても適格要件が担保され る

お見逃しなく！

各手法における株主総会決議等において、少数株主が不利に扱われる場合は、決議無効や買収価額につき、訴訟を提起されるおそれがあります。